

## 県立学校のあり方検討委員会設置要項

### (目的)

第1条 今後の県立学校の在り方を検討するため、「県立学校のあり方検討委員会」(以下、「あり方委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 あり方委員会は、滋賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の求めに応じて、今後の県立学校のあり方について協議検討し、その結果を教育長に報告する。

### (組織)

第3条 あり方委員会は、学識経験を有する者、産業・経済界の関係者、学校関係者および県民から公募した者のうちから、教育長が委嘱する委員で構成する。

- 2 あり方委員会に会長および副会長をそれぞれ1名置く。
- 3 会長および副会長は、委員の互選によって決定する。
- 4 会長は、会務を総理し、あり方委員会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 あり方委員会は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 あり方委員会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

### (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、あり方委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

### 付 則

この要項は、平成20年3月28日から施行する。